

議長（志村 忠昭）

これをもって9番村井勉議員の質問は終わります。

次に6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

改めましておはようございます。

6番、村岡清邦です。

私は、1つ、1市2町学校給食センターについて、1つ、障害者の地域生活拠点事業についての2点についてご質問をいたします。

初めに、1市2町学校給食センターについてでございますが、今議会の中に、協議会規約の制定の議案があります。

運営方法の検討について、再確認をさせていただきたいと思います。

以前、他の議員からこの件について質問があり、その時の答弁は、「一部事務組合」、「協議会」、「事務の委託」の3つの方法も含め、様々な方式についても検討し、どのような方式が最善なのか、1市2町で慎重に検討を進めてまいりたいとの答弁であったと記憶いたしております。

当町が関係する共同事務には、2市3町による中讃広域行政事務組合があります。

また、1市2町による一部事務組合の運営も考えられる運営方式であったと考えます。

こうした中で、種々検討し、協議会方式となったことと推察いたします。

そこで、お尋ねいたします。

どのような議論、検討がなされ、協議会方式となったのか。

1つ、なぜこの時期になったのか。

1つ、協議会方式とはどのような組織なのか、よく見えてきません。解りやすく説明すれば、どんなものですか。

1つ、どのような運営方法になりますか。

1つ、これまでに、契約を済ませた行為はどうなりますか。

お尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡 清邦議員の1市2町学校給食センターにおける事務の共同処理について、どのような議論、検討がなされ、協議会方式となったのかとのご質問にお答えをしております。

これまで、事務の共同処理の方法につきましては、事務の委託方式、一部事務組合方式、協議会方式の3つの方式のいずれによるかを1市2町で検討協議を進めてまいりました。

事務の委託方式につきましては、効率的にすぐれた共同処理方式である反

面、委託団体は直接権限を行使することができなくなり、受託団体は当該事務に関する責任を全て負わなければならない可能性があることや、建物、備品等の所有権につきましても受託団体のものとなることなどから、この方式については適当ではないと判断をいたしました。

次に、一部事務組合方式につきましても、法人格を有し、財産の保有が可能であり、責任の所在が明確であるため、施設を安定的に管理運営する上で優れた方式であります。

このため、中讃広域行政事務組合の活用も含めて検討を行いました。中讃広域の2市3町の全てに共通する事務ではないため、中讃広域行政事務組合の事務として追加することは難しいことや、新たに設置する場合には個別の組合議会等が必要となり、新たな費用が発生することから、経費の節約及び事務の能率的処理が図りにくいとの判断となりました。

最後に、協議会方式につきましても、法人格を有しないため権利義務の主体とはなれないが、各市町の長の名において、事務を管理、執行するため、各市町は主体性を持ちつつ共同して事務処理を行える。また、建設した建物及び備品等の所有につきましても、各市町の持ち分、区分に応じて所有することができるなどが協議検討されました。

このような検討協議を経て、1市2町学校給食センターにつきましても、協議会方式で行うことが最善の策と考え、この方式で事務の共同処理を行いたいと考えております。

以上で村岡清邦議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

以下、引き続き関係課長より答弁をまいります。

よろしくお願いをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

おはようございます。

村岡清邦議員のなぜこの時期になったのかとのご質問にお答えいたします。

事務の共同処理の方法につきましては、1市2町共同での整備が決定した段階で、事務の共同処理の方式についても決定しておく必要があり、また本年5月上旬に予定しております入札公告に間に合わせようと、本議会に1市2町学校給食センター協議会の設置に関する規約を議案として提出させていただきました。

次に、協議会方式とはどのような組織なのか、解りやすく説明すればどんなものかとのご質問にお答えいたします。

協議会方式は、先ほど町長より申し上げましたとおり、市町の事務の一部を共同して管理、執行するための共同組織であり、関係市町職員が共同して事務執行を行うこととなります。

また、法人格を有しないため、協議会自体が財産を持つことができないため、各市町の負担額に応じて財産を所有することとなります。

次に、どのような運営方法になるのかとのお質問にお答えいたします。

今回の1市2町学校給食センター協議会で申し上げますと、協議会は会長1名と5人の委員で組織しようと考えております。

協議会の会議では、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定することとなっております。

その主なものとして、歳入歳出予算の調製、決算の認定、協議会の規程となっております。

協議会の担任する事務は、学校給食施設の設置及び管理に関する業務、具体的には、給食センター建設に係る監視や国庫補助金の交付申請に関する業務、建設後の施設、設備の管理に関する事業者への監視等が上げられます。

次に、学校給食の運営に関する業務。

具体的には協議会の予算、決算、会計経理に関すること、協議会委員会の開催に関する事務、地産地消を含め給食物資の調達に関すること、学校給食の献立作成や食育に関すること、調理等に関する事業者の監視等が上げられます。

また、その他学校給食について必要な業務となっております。

協議会には固有の職員は置きませんが、1市2町から協議会に職員を派遣し、その職員が事務に従事することになり、その人数及び1市2町の配分については、今後1市2町の長の協議により決定してまいります。

最後に、これまでに契約を済ませた行為はどうなるのかとのお質問にお答えいたします。

1市2町給食センター整備事業についての契約につきましては、昨年10月にPFIアドバイザー業務委託を1市2町の長の連名で契約を締結しております。

このアドバイザー業務契約につきましては、契約書において、発注者が将来、事務組合または協議会等を設けた場合、発注者と受注者とは当事者の変更について協議するとし、この場合、受注者は発注者の意向を最大限尊重すると規定しておりますので、協議会設立後は、協議会へその事務を引き継ぐこととなります。

以上で村岡清邦議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

協議会には、1つは、事務を共同して管理、執行するための管理執行協議会、そして2つには、関係普通地方公共団体間の連絡調整のための連絡調整協議会、3つ目は、広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための計画作成

協議会の3種類があるというふうに理解もいたしております。

その中の今回協議会を設置しようとするものにつきましては、事務を共同して管理、執行するための管理執行協議会であるというふうに理解をさせていただきたいと思えます。

いろいろご説明もいただきました。

種々検討する中で、協議会方式が最もいいんだ、こういうことのご判断をされたようですから、そのことに向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その中で、1つ、2つ、順序は前後するかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

1つは、法人格を有しない、こういうことを協議会の中ではなっておりますし、あるいは職員は固有の財産、固有の職員は有しないんですよ、こういうようなことが説明、いろんな書物を見させていただきますと、そうしたことが書かれております。

そんな中で、法人格を有しないということはどういうことになるのかなど、もう一度説明をお願いしたいと思います。

これは、担当課長、よろしくお願ひします。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問にお答えいたします。

法人格を有しないとは、法人格を有しないため、土地とか建物の登記等の行為が行えないということで、財産が持てないということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいま説明のありました、登記が行えないから財産等の取得は行えないんだと、こういう説明であったと思いますが、それでは契約に関してはどうでしょうか、担当課長。

教育課長（竹田 光芳）

村岡清邦議員のご質問のほうにお答えいたします。

今回の協議会の規約の中にもございますが、契約の中には、協議会予算の執行に伴う契約については協議会の規定で定めるという形になっております。

ですので、細かい話になりますが、電話とかコピー機、例えばリース契約を行うとした場合は、また1市2町の協議等々で規定等決めていくことになると思いますが、そういった契約については、財産の取得に関わらない契約については協議会でできると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

財産の取得等以外の契約についてはできるということだろうというふうに理解もいたします。

それは、私もいろいろ問い合わせもして調べてみました。

そうしましたら、252条の3の中にそのことはきちっと明記をされておる。

協議会の会長名で契約をしたものであっても、それは各市町の責任に応じてきますよ、債務負担が生じてきますよというようなことが定められておるといふふうに理解もしますから、そうした面では契約行為等もできる部分もあるのかなというふうに理解もいたしております。

そこで次に、これは副町長さんにちょっとだけお尋ねしたいんですが、職員の身分の取り扱いという部分については、どのように理解をしたらよろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

副町長（秋山 俊次）

村岡議員の職員の身分の取り扱いについてのご質問にお答え申し上げます。

一応、1市2町から自治法に基づく職員を派遣するというふうな形の取り扱いになるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

今回制定をなさろうとしております規約の中に、職員の数についての規定はあったように何回も読み直してみました。

その中に、職員を派遣し、その給与等の扱いについての事柄については記載がなかったというふうに思いますが、その点について、副町長もう一度お願いします。

副町長（秋山 俊次）

村岡議員の派遣される職員の給与の取り扱いについてのご質問にお答え申し上げます。

職員の給与の取り扱いにつきましては、今後協議を行ってまいる必要があるかと存じますが、基本的には派遣元の団体の給料が適用されるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、協議会規約の第4条、地方自治法ですが252条の4に「普通地方公共団体の協議会の規約は次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。」協議会の名称、ございました。協議会を設ける普通地方公共団体、ございました。

協議会を管理し、及び執行し、もしくは協議会において連絡、調整を図る、関係地方公共団体の事務または協議会の作成する計画の項目、これは先ほど申し上げました3つぐらいの協議会があるっていう部分の説明だろうと思いませんし、第4には協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法、書いてございました。

協議会の経費の支弁の方法、少し触れておられました。

第2項の中に、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため、普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、まさしく今回の協議会だろうと思います、協議会の規約には前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

この分の第3号の中に、協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取り扱い、このことについても規定を設けなければならないという項目がございます。

そうすれば、元の出身の市町の給与に応じるんですよ、そのことも触れておかなければならないと思いますし、私が思いますのは、費用弁償ですね、普通地方公共団体の費用弁償の規定と、加えてこの協議会の費用弁償の協議会がございます。

協議会にも費用弁償の項目がございます。

そうした中で、例えば書き方として適当かどうかはわかりませんが、協議会で費用弁償を払っていただける、こういうことになれば、この項目を除き普通地方公共団体、元の市町の身分に応じるとか、そういうような規定がこの中に含まれていなければいけないのではないかというふうに思いますが、その点について、もう一度副町長、お願いします。

副町長（秋山 俊次）

村岡議員の職員の身分等の取り扱い等の規定についてとか費用弁償の規定について規約に定めるべきではないかというふうなご質問にお答え申し上げます。

規約の中で、協議会の規定につきまして、協議会はその会議を経て規約に定めるものの他、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関し必要な規定を設けることができるというふうな規定がございますので、そうした協議会の規定の中で設けていきたい、設けていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

今、規定の中で設けるとこういうようなお話ですので、設けていただけるんだろうと思いますが、費用弁償の項目につきましては、第何条かに書かれておった、この費用弁償を受けることができるっていうような規定が書かれ

ておったと思います。

そうした中で、今のままでは私は、各市町の費用弁償をもらいながら協議会の費用弁償もダブルでもらえるというような規定でないかなというふうな気がいたしますので、そのあたりについても再度きちっと整備をお願いをしたいなというふうに思います。

次に、質問変わりますが、なぜこの3月議会になってこの協議会の規約の制定をすることになったのか、先ほどご説明もありました。

私は考えるに、もう少し早い時期にこのことをしておかなければならなかったのかなという部分が少し残念です。

それは、3月議会には、当初予算をある程度全体を協議会としての予算を決めたわけでもないんだろーと思いますけれども、少しく当初予算の中に項目が出ているところが見え隠れしております。

そうした部分を今の規約の中で判断をしていこうとした時に、どうしても理解ができない部分がございます。

一つ教育課長にお尋ねをしますが、現在までに行われてきた1市2町による担当課長あるいは政策課課長等が参画をしていた団体というんですか、協議会というんですか、協議の場というんですかね、その部分の名称というのとはどんな名称をつけておったんでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問のほうにお答えいたします。

1市2町の教育委員会、給食担当、企画部局のほうの担当者の会議の名称につきましては、1市2町学校給食センター整備検討会という名称でございました。

議員（村岡 清邦）

よく解りました。

1市2町学校給食センター整備検討会というような名称であったというふうに理解もいたしました。

そうした中で、検討もしながら進めてこられた。

一つ、今回の補正予算の中に、28年度の補正予算の中に、地質調査の負担金を求められてる議案があったように思っておりますが、その部分は契約書等もまた見せていただきたいと思うんですけれども、どういった内容で契約をされたのかお尋ねをいたします、教育課長。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の地質調査に関する補正予算のご質問に対してお答え致します。

今回の補正予算のほうに負担金として計上させていただいております地質調査につきましては、所在する土地の地盤の状況のほうを確認するための調査

費用の委託の負担金でございます。

内容については、申しわけないんですが、そこまで深くは正直見ておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

後ほど契約書の写しは見せていただけるものと思います。

なぜこの質問をしたかっていうのは、12月にこの規定を設けるべきでなかったのかっていう部分にも関係するかもしれないというふうに思ったからです。

それは、負担金を求めるということであれば、1市2町の協議会が設立をされてる、だから負担金を納めてください、こういうことでないかなというふうに思うんです。

協議会ができていなければ、それは1市2町プラス業者4者契約になっていなければおかしいのではないかと、それは単なる地質調査の委託業務の支払いになるのではないかなというふうに思ったから、そうした質問をさせていただきました。

この部分に関しましては、まだまだ質問がしたい部分たくさんありますが、事細かな質問につきましては、後ほど総務委員会も開催をされますので、その場で質問をさせていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問でございますが、障害者の地域生活拠点事業についての質問をさせていただきます。

この拠点事業は、平成29年度末までに整備がなされるよう進められているものでございます。

中讃西地区自立支援協議会の中においても、検討が進められており、障害者の居場所支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めるものです。

本町においても、緊急時の受け入れ対応が急がれる課題であると判断されておられることは、新年度予算書から読み取ることができます。

この地域生活拠点事業は、相談などの地域移行、親元からの自立、体験の機会の場として、ひとり暮らし、グループホームなど、緊急時の受け入れとして、短期入所の利便性、対応力の向上、専門性などのことに関して人材の確保、養成、連携など、地域の体制づくり、サービス拠点、コーディネーターなどの項目から成っております。

今後、さらに充実した体制も考慮、推進していかなければなりません。

そこで、お尋ねいたします。

緊急時の受け入れ可能先は、どの程度の箇所数がありますか。

1つ、緊急事態となったとき、その連絡ステーションはどこを想定していますか。

1つ、香川県下の取り組みについて、把握できているところで、どんな取り組みが進められているのでしょうか。中讃西地区においても、参考となる取り組みは見えてきますか。

1つ、残る4項目について、どのように進めていくことになりますか。

お尋ねをいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

村岡議員ご質問の障害者の生活、地域生活拠点事業についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、地域生活支援拠点等の整備が急がれています。

本町の取り組みとしましては、第4次多度津町障害福祉計画に基づいて、中讃地域の市町、障害福祉関連事業所、特別支援学校等の関係者で構成される中讃西部地域自立支援協議会において協議検討を重ねているところでございます。

協議会において、地域生活支援拠点事業の5つの機能の中で、地域の障害者の緊急時の受け入れが最も重要と考え、体制の確保に現在取り組んでいるところでございます。

そこで、1点目のご質問の緊急時の受け入れ可能先はどの程度の箇所数があるかについてであります。昨年9月から10月にかけて、中讃圏域の事業所全て28カ所を市町職員及び協議会メンバーで訪問し、障害者の緊急受け入れ態勢整備の説明を行い、受け入れの協力について依頼したところでございます。

趣旨については、どの事業所もおおむね理解していただきましたが、施設基準、職員数の関係や当該事業所に通所していない方への受け入れについては、課題があるとの意見もありました。

29年度に入りまして、各事業所より受け入れについて回答をいただくようになっておりますので、受け入れ可能事業所数については、現時点では確定しておりません。

2点目のご質問の緊急事態となったとき、その連絡ステーションはどこを想定しているかについてでございますが、緊急受け入れを実施すると回答いただいた事業所へ通所されている方は、それぞれの事業所が連絡ステーションに

なると考えます。

それ以外の緊急受け入れを行っていない事業所へ通所している方やどこへも通所していない方については、夜間も含め、福祉保健課が連絡ステーションとなると考えております。

3点目のご質問の香川県下の取り組みについてどんな取り組みが進められているのか、参考となる取り組みは見えているかについてでございますが、支援拠点の設置形態については、小豆島圏域のみが将来的に一つの拠点を整備する計画であります。

それ以外の圏域では、地域の中で機能を分担して担う面的整備を計画しており、既存の事業所の機能を生かしながら進めていく本圏域と同様の考えであります。進捗状況につきましては、特に大きな差はございません。

4点目のご質問の残る4項目についてどのように進めていくことになるかについてでございますが、残る4項目の事業については、支援協議会においては、現時点では具体的な検討が進んでいない状況でございます。

中讃西部圏域での面的な整備目標に向けて、今後も引き続き、自立支援協議会及び圏域市町担当者と課題や情報を共有しまして、連携を強化しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、29年度中に、本町では、障害者基本計画及び障害福祉計画を見直すこととしております。両計画策定委員会においても、地域生活支援拠点の整備について、具体的な方策を十分協議検討したいと考えております。

早期に地域生活支援拠点等の整備を行い、障害児者や家族が安心して地域で暮らせるよう地域づくりに取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

地域生活拠点事業のことに関して、今進められている事柄、さらには今後取り組みを進めていかなければならないこと等々につきまして、詳しく説明もいただきました。

障害者の方が今後地域生活を行っていく上で、少しでも生活のしやすい、安心して暮らせるまちづくりが望まれると思っております。

そうしたことに向け、これからも引き続きご努力をいただくことをお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。